

邑南町犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子案に関する パブリックコメント実施結果

1 実施概要

対象とした素案	邑南町犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子案
実施期間	令和8年6月17日（水）～令和8年7月16日（木）
公表方法	邑南町公式ホームページへの掲載、町役場総務課での閲覧・配布
提出方法	しまね電子申請・ファクシミリ・郵便・窓口持参
提出件数	1件（提出意見数：3件）
担当部署	邑南町役場 総務課 行政係

2 提出意見の取扱いについて

提出された意見については、邑南町パブリックコメント制度実施要綱（平成19年告示第35号）第7条の規定に基づき、内容を検討した上で、以下のとおり町の考え方を取りまとめました。

なお、今回の意見を踏まえ、骨子案の修正は行いません。いただいたご意見の趣旨については、今後の条例案の策定及び支援体制の整備において参考にします。

また、意見を提出された方への個別回答は行いません。

3 提出意見及び町の考え方

No.	対象箇所	意見の概要	町の考え方	骨子案の修正
1	第1章（定義・対象犯罪）	（1）被害者等の範囲について 「家族や遺族」はどの範囲まで含まれるのか。多様化する家族の在り方に取り残される人がいないようにしてほしい。 （2）犯罪の範囲について 多様化する犯罪に対応しているか。SNS等の書き込みにより被害を受ける人にも対応してほしい。	条例における「犯罪被害者等」とは、犯罪等により被害を受けた者（被害者本人）及びその家族・遺族と定義しています。 被害者本人が町外に在住し、家族が町内に在住していた場合も、家族からの相談をお受けすることを想定しています。ただし、見舞金等の支給にあたっては、一定の要件を設ける必要があると考えています。 犯罪の範囲については、「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」と幅広く定義しており、多様化する犯罪にも対応できる内容としています。 SNS等の書き込みにより二次的被害を受けている場合については、相談対応及び関係機関への連絡調整等により対応することを想定しています。	修正なし

No.	対象箇所	意見の概要	町の考え方	骨子案の修正
2	第 3 章 (支 援 の 取組)	手続きが難しい方への対応は考えられているか。 高齢者・障がい者等で制度を理解できない方や手続きができない方に対する支援方法も必要ではないか。	ご指摘のとおり、高齢者や障がいのある方など、手続きが困難な方への対応は重要と認識しています。 島根県の見舞金制度をはじめとする申請手続きの補助・同行支援等、状況に応じた対応を検討しています。 具体的な対応方法については、今後策定する支援体制の中で整理します。	修 正 なし
3	第 4 章 (推 進 体 制)	ワンストップ相談窓口の担当者に専門的知識が必要ではないか。 専門的知識を持つ人材が必要であり、総務課の配置ではなく医療福祉政策課が良いのではないか。	ご意見のとおり、犯罪被害者等の支援にあたっては専門的な知識・対応が必要な場面があることは認識しています。 ワンストップ相談窓口は、すべての相談に完結して対応するものではなく、相談を一元的に受け付け、内容に応じて庁内の関係課（医療福祉政策課等）や関係機関へつなぐことを主な役割と考えています。 窓口担当職員の専門性向上については、随時研修等を実施することで対応を図ります。	修 正 なし

4 今後の対応

今回のパブリックコメントでいただいたご意見を参考に、条例案の策定及び支援体制の整備を引き続き進めます。条例案については、議会への提案に向けた手続きを進める予定です。

（問い合わせ先） 邑南町役場 総務課 行政係 電話 0855-95-1111

令和8年 8月13日 邑南町